

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、健全な企業活動を確保するためにコンプライアンスを徹底し、経営の透明性と効率性を高め、お客様、お取引先、株主、社員、地域社会等、様々なステークホルダーと良好な関係を構築して、企業価値の最大化を目指します。そのために、コーポレート・ガバナンスの体制強化に引き続き努めてまいります。

【セキチュースタンダード】

<スローガン>

暮らしもっと楽しく 快適な住まいづくりのお手伝い

<経営理念>

誠 創 和

・誠 実 お客様、お取引先、株主、社員に誠実であること - 売っていただいて 買っていただく -

・創 造 お客様のよりよい暮らしの創造を通じ、会社の繁栄と社員の人生の充実をはかる

・調 和 全員参加の経営を旨とし、地域社会との調和をはかる

<経営方針>

大きな企業より強い企業の実現

・地域一番店の実現

・最も信頼される商品とサービスの提供

<倫理基本方針>

1.法令等の遵守

2.公正な企業活動の遂行

3.お客様第一主義の実践

4.良き企業市民としての行動

5.職場秩序の維持・向上

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

(コード)

【原則4 - 7.独立社外取締役の役割・責務】

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待され、ことに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

(4)経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること

(開示内容)

当社は従前よりコーポレートガバナンス体制の強化の観点から、社外取締役を置くことを検討してまいりました。

当社としましては、社外取締役として重要な経営上の意思決定に参加しつつ、経営に対する実効的な監督を行うためには、当社が属するホームセンター業界に関する知見、当社の企業経営や事業領域への理解、迅速な意思決定が求められる場面においても実質的で合理的な判断と対応を行う能力等を兼ね備えた人材である必要があり、また、客観的な意見をいただくため、当社経営者からの独立性を有した人材である必要があると考えております。しかしながら、これらの要件を満たす適任者の方の選定が適いませんでした。

社外取締役を選任することが、取締役会での議論において一定のメリットがあり得ることは理解しておりますが、当社の属する業界や事業環境に対する理解が不十分な場合には、取締役会における機動的かつ柔軟な経営判断に支障が生じ、効率的な会社運営を阻害するおそれがあります。法令上の社外取締役の要件を満たし、当社の事業領域を深く理解し、社内の取締役にない知見を有する適任者を探すのは容易ではなく、そのような人材を社外取締役として選任するには報酬等のコストを要します。

以上により、当社としては、現時点においては、今の体制による経営の監督が最適であると判断し、社外取締役を選任しておりません。引き続き、ガバナンス体制の強化、企業価値の向上を図るべく、社外取締役を置くことについては、適任者の選定に向けた検討を進めていく所存であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
--------	----------	-------

有限会社サウス企画	5,015,000	44.88
セキチュー取引先持株会	1,505,800	13.47
アトム総業株式会社	570,320	5.10
株式会社しまむら	550,000	4.92
株式会社セキチュー	398,914	3.57
株式会社群馬銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	397,600	3.55
関口 礼子	334,206	2.99
関口 忠弘	330,111	2.95
セキチュー従業員持株会	243,574	2.18
株式会社足利銀行	202,800	1.81

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明	更新
------	----

大株主の状況は、平成29年2月20日現在。所有株式数の割合(%)は、発行済株式総数に対する所有株式総数の割合(%)です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査および監査役監査

当社の内部監査体制は、社長直轄組織である内部監査室(1名体制)において、会社法および金融商品取引法上の内部統制システムの整備・改善および業務の遂行が、各種法令や当社の各種規定類および経営計画等に準拠して実施されているか、効果的、効率的に行われているか調査・チェックを行うとともに、不正過誤を防止し、業務の改善、指導に向けた内部監査を行っております。また、監査の実効性を高めるため、監査役との内部監査の同行、監査結果についての情報の共有化等、連携強化に努めております。

監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名体制で、3名全員が社外監査役であります。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、監査計画および職務分担に基づき、業務の執行の適法性、妥当性について監査しております。また、監査役間の情報交換を緊密にし、会計監査人、内部監査室とも連携して経営監視機能の充実に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鬼形 克己	その他													○
原口 博	公認会計士													○
小松原 卓	他の会社の出身者													○

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鬼形 克己	○	――	警察行政の豊富な経験・実績から危機管理および組織管理に関する知識と識見を当社の経営に活かしていただくため、選任しております。当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないものと判断し、本人同意の上で独立役員として指定しております。
原口 博		――	公認会計士の豊かな経験・実績から財務および会計に関する知識と識見を当社の経営に活かしていただくため、選任しております。
小松原 卓		――	企業経営・金融機関での経験・実績から経営および財務・金融に関する知識と識見を当社の経営に活かしていただくため、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

-

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

- ・第66期(平成29年2月期)の役員報酬は、取締役5名136,147千円、監査役3名10,513千円、計8名146,661千円となっております。
- ・上記のうち、社外役員(社外取締役および社外監査役)に対する報酬等の総額は、3名10,513千円であります。
- ・取締役、監査役に対する年間報酬限度額は、第64回定時株主総会における決議により、取締役250,000千円以内(使用人給与相当額を除く)、監査役12,000千円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬につきましては、株主総会の決議により、取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しており、この点で株主の皆様の監視が働く仕組みとなっております。各取締役の報酬額は、取締役会において、会社業績および個々役員の業績への貢献度を勘案し、当社の定める一定の基準に基づき決定しております。監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。取締役および監査役への退職慰労金は、第64回定時株主総会の決議により、役員退職慰労金制度を廃止しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)のサポート部門としては、総務課、内部監査室が担当しております。専従スタッフは置いておりませんが、補助者を求められた場合には、協議のうえ合理的な範囲で配置することといたしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【企業統治体制の概要】

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会(4名)、監査役会(社外監査役3名)および内部監査室からなる企業統治体制を採用しております。

【取締役会】

取締役会は、取締役4名で構成され、少人数で機動性を重視した体制をとっております。定例取締役会は、原則月1回開催しており、また、必要に応じて適宜臨時に開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況の監督等をしております。

【監査役会】

監査役会は、監査役3名(3名全員が社外監査役)で構成されております。監査役は、定期的に監査役会を開催し、監査に関する重要事項について協議を行い、また、取締役会などの重要な会議に出席し、取締役の職務執行の状況および会社財産の状況等を客観的な立場から監査、監督し、監査機能の強化に努めております。

【内部監査室】

内部監査室は、社長直轄組織であり、会社の業務活動が適正かつ合理的に行われているか監査を行うとともに、不正過誤を防止し、業務の改善・指導に努めております。

その他の会議体として、「経営会議」(原則週1回)、「戦略会議」(原則週1回)をそれぞれ開催しております。

「経営会議」は、取締役、各部門の責任者出席のもとに開催し、稟議・承認事項等の社内意思決定および業務執行の意思統一を図っております。

「戦略会議」は、議題に応じてメンバーを招集し、各部門にまたがる戦略問題の検討および議論を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業経営の監査および組織運営の効率化、コンプライアンスの徹底を推進するために相当の体制が整備されていると判断し、現在の企業統治体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会を5月18日(木)に実施いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	主管部署を総務課として、担当者を配置しております。	
その他	主要取引先様にご出席いただき、決算説明会を毎年開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「経営理念」に掲げておりますとおり、お客様、お取引先、株主、社員、地域社会等、様々なステークホルダーと良好な関係を構築して、企業価値の最大化を目指してまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの整備の状況(平成18年5月17日内部統制に関する基本方針として制定)

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制に係わる規程を整備し、法令および定款・社内規程を遵守するとともに、業務分掌の明確化と権限行使の適正化を図る。また、社外監査役を選任することにより、取締役の職務執行に対する監督機能を充実する。

内部監査室は、代表取締役社長の直轄組織として本社および各店舗に対して監査を実施し、不正過誤の防止と業務の改善・指導および規程の充実に努める。

法的判断を要する案件については、速やかに顧問弁護士等に相談し、法令を逸脱しない体制を整備する。また、コンプライアンス体制を推進するために、内部通報制度を構築し、通報窓口を社内および社外に設置して匿名での通報を受けるとともに、通報者に対する不利益取扱いの防止を保証する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切に検索が容易な状態で保存・管理するとともに、文書種別に保存期間を定め、期間中は閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程を整備し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合は、代表取締役指揮下に対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を行うことで、損失の拡大を防止する体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務権限、会議体の開催や付議基準等を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセス・体制を確保する。また、取締役会は月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営に関する重要事項についての審議、議決および取締役の業務執行状況の監督等を行う。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、現在監査役を補助すべき使用人は配置していないが、監査役から求められた場合は、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で配置する。その際、補助業務にあたる使用人は、監査役の指示命令に従い職務を行う。また、当該使用人の任命・異動等を行う場合は、監査役に事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

(6) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役および使用人から職務執行状況の報告を受けるほか、稟議書等の重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人に、その説明を求める。また、内部監査室から、定期的に内部監査状況を報告する。その他、監査役監査のために求められた報告事項について、速やかに対応する体制を整備する。

(7) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の役員・使用人に対し、監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員・使用人に周知徹底する。

(8) 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当該費用等が監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに支払い等の処理を行う。

(9) その他 監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役会規則に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室および会計監査人と緊密な連携を保ちながら、自らの監査成果の達成を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力とは断固として対決し、一切関係を持たないことを基本方針とする。また、反社会的勢力から接触を受けたときは、ただちに警察等のしかるべき機関に情報を提供するとともに、暴力的な要求や不当な要求に対しては、弁護士等を含め外部機関と連携し、組織的に対処する。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力との関係遮断を企業行動基準に明記し、法令、社会的規範および企業倫理に反した事業活動は行わない。また、内部通報制度を適切に運用し、反社会的勢力の潜在的関与を排除する。

当社は、群馬県企業防衛対策協議会に加盟し、その他所轄警察署および株主名簿管理人から関連情報を収集し、不測の事態に備えて最新の動向を把握するよう努める。また、これらの勢力に対する対応は、総務人事部が総括し、必要に応じて外部機関と連携して対処する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

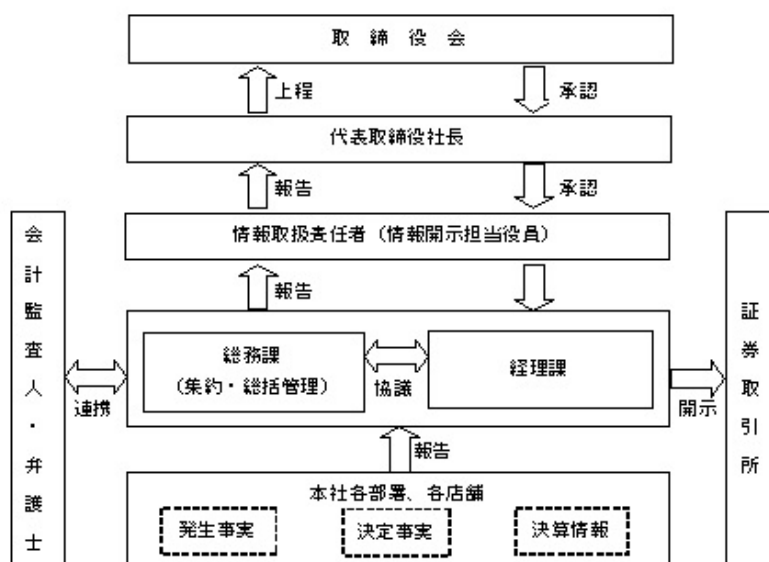
1. 会社情報の適時開示に関する基本方針

当社は、適時開示が必要とされる会社情報につきましては、金融商品取引法等の関連法令および株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則等に基づき、投資者に公平、正確かつ迅速に情報提供することを基本方針としております。

2. 会社情報等の適時開示に係る社内体制の状況

決定事実ならびに決算情報につきましては、取締役会の決議等の会社の業務執行を決定する機関による決議・決定が行われた後、発生事実につきましては、その発生を事実認識した後、速やかに情報を開示しております。

< 会社情報の適時開示に係る社内体制 >



< 内部統制を含むコーポレーションガバナンス全体図 >

